



news release

北海道コカ・コーラボトリング株式会社

〒004-8588 札幌市清田区清田一条一丁目2番1号

〔URL〕 <https://www.hokkaido.ccbc.co.jp/>

2025年1月22日

報道関係各位

育児を職場全体でサポート！ 「育休サポーター支援金」を導入いたしました

北海道コカ・コーラボトリング株式会社（本社：札幌市清田区 代表取締役社長：酒寄正太）は、育休中の業務をカバーし、職場を支える社員の意欲向上を目的として「育休サポーター支援金」を2025年1月よりグループ全社に導入いたしました。

育児・介護休業法が改正され、2022年から産後パパ育休が創設されるなど、男女とも仕事と育児を両立できるよう、職場全体の雇用環境整備が進められる中、当社グループにおいても、従来から100%取得していた女性社員に加えて、男性社員も積極的に育児休業を取得するようになり育児休業取得率（産後パパ育休を含む）は年々増加しています。

「育休サポーター支援金」の導入により、育休者の休業取得に対する心理的な負担の軽減と、休業中に業務のサポートにあたる社員の意欲向上を図ることにより、育児しやすい環境を職場全体でサポートし育休の取得を後押しすることで、更なる育児休業取得率の向上と女性活躍の推進や社員のウェルビーイング向上を目指します。

また、支給対象者の利便性向上のため、PayPay株式会社（本社：東京都新宿区 代表取締役社長執行役員CEO：中山一郎）が提供する給与デジタル払いサービス「PayPay給与受取」に対応することで、銀行口座（給与）とPayPay残高のどちらで受け取るか自由に選択可能としております。

「育休サポーター支援金」制度について

1. 支給要件

1か月以上のフルタイム勤務の育児休業者が発生し、業務を現有人員でカバーする場合に支給

2. 支給対象者

業務を引き継いだ社員、引き継ぎ軽減に協力する社員

3. 支給額について

育休者の育児休業期間に応じた「育休サポーター支援金」の総額を、所属長が決めた支給対象者ごとの業務負担割合で按分し支給

4. 支給方法

支給対象者が、銀行振込（給与）もしくはPayPay給与受取から選択



私たち北海道コカ・コーラグループは、「北の大地とともに」をスローガンに、人々にさわやかさと潤いを届ける「どさんこ総合飲料メーカー」として、北海道の豊かな自然と地域ごとに魅力あふれる暮らしを未来につなげるため、「スマイルで暮らせる北海道」を道民の皆様とともに目指します。

＜本件に関するお問い合わせ先＞

北海道コカ・コーラボトリング株式会社 広報・サステナビリティ推進部

担当：平賀 TEL：011-888-2091